

# 豊島区国民保護計画

平成19（2007）年3月策定

平成30（2018）年3月変更

豊 島 区



# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	区の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	区の責務及び豊島区国民保護計画の位置づけ	
2	計画の構成	
3	計画の見直し、変更手続	
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	区の地理的、社会的特徴	7
第5章	国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態	
2	緊急対処事態	
3	CBRNEを使用した攻撃	
第2編	平素からの備え	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第1	区における組織・体制の整備	11
1	区の各部における平素の業務	
2	職員の参集基準等	
3	消防の初動体制の把握等	
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	
第2	関係機関との連携体制の整備	16
1	基本的考え方	
2	都との連携	
3	近接区との連携	
4	指定公共機関等との連携	
5	事業所に対する支援	
6	地域防災組織等に対する支援	
第3	通信の確保	19
第4	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	
2	警報等の伝達に必要な準備	
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	26
第6	研修及び訓練	27
1	研修	
2	訓練	

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	
2	避難実施要領のパターンの作成	
3	救援に関する基本的事項	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5	避難施設の指定への協力	
6	生活関連等施設の把握等	
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	区における備蓄	
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>36</b>
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	
第2章	国民保護対策本部の設置等	38
1	国民保護対策本部の設置	
2	通信の確保	
3	特殊標章等の交付及び管理	
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・都の対策本部との連携	
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6	区が行う応援等	
7	地域防災組織等に対する支援等	
8	住民への協力要請	
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	47
第5章	警報及び避難の指示等	48
第1	警報の伝達等	48
1	警報の内容の伝達・通知	
2	警報の内容の伝達方法	
3	緊急通報の伝達及び通知	
第2	避難住民の誘導等	51
1	避難の指示の伝達	

2	避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導	
4	想定される避難の形態と区による誘導	
第6章	救援	61
1	救援の実施	
2	関係機関との連携	
3	救援の程度及び方法の基準	
4	救援の内容	
第7章	安否情報の収集・提供	66
1	安否情報の収集	
2	都に対する報告	
3	安否情報の照会に対する回答	
4	日本赤十字社に対する協力	
第8章	武力攻撃災害への対処	69
第1	武力攻撃災害への対処	69
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
2	武力攻撃災害の兆候の通報	
第2	応急措置等	70
1	退避の指示	
2	警戒区域の設定	
3	応急公用負担等	
4	消防に関する措置等	
第3	生活関連等施設における災害への対処等	76
1	生活関連等施設の安全確保	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
第4	CBRNE攻撃による災害への対処等	78
第9章	被災情報の収集及び報告	81
第10章	保健衛生の確保その他の措置	83
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	
第11章	国民生活の安定に関する措置	85
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
3	生活基盤等の確保	
第4編	復旧等	86
第1章	応急の復旧	86
1	基本的考え方	
2	公共的施設の応急の復旧	

第2章	武力攻撃災害の復旧	87
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	88
	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
	2 損失補償及び損害補償	
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第5編	大規模テロ等（緊急処理事態）への対処	89
第1章	初動対応力の強化	91
	1 危機管理体制の強化	
	2 対処マニュアルの整備	
	3 発生現場における連携協力のための体制づくり	
	4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	
	5 装備・資材の備蓄	
	6 訓練等の実施	
	7 住民・昼間区民への啓発	
第2章	平時における警戒	94
	1 危機情報等の把握・活用	
	2 危機情報等の共有	
	3 警戒対応	
第3章	発生時の対処	95
	1 国民保護対策本部の設置指定が行われている場合	
	2 国民保護対策本部の設置指定が行われていない場合	
	3 災害対策本部等による対応	
	4 緊急処理事態対策本部への移行	
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	98
	1 危険物質を有する施設への攻撃	
	2 大規模集客施設等への攻撃	
	3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	
	4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	
	5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	
	6 交通機関を破壊手段とした攻撃	

# 第1編 総論

## 第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、区の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、以下のとおり定める。

### 1 区の責務及び豊島区国民保護計画の位置づけ

#### (1) 区の責務

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、豊島区の国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、自ら区の国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施する。

#### (2) 国民保護計画の位置づけ

区の責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、国民保護計画を作成する。

#### (3) 国民保護計画に定める事項

国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 国民保護計画の見直し

- 国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。
- 国民保護計画の見直しに当たっては、豊島区国民保護協議会（以下「国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 国民保護計画の変更手続

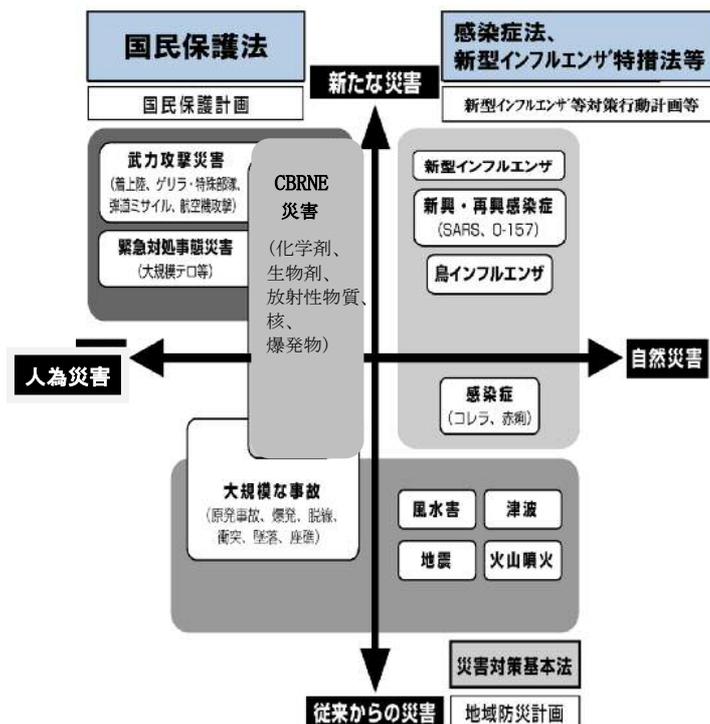
国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、区議会に報告して、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しないものとする。

#### 【軽微な変更】

- 住居表示の実施もしくは変更に伴う変更
- 指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関またはその組織の名称または所在地の変更に伴う変更
- 誤記の訂正、人または物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する事項の修正に伴う変更

#### 【参考：災害の種類と関係法制】



## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として、以下のとおり定める。

### 1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

(1) 国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

(2) 地域防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

(1) 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(2) 国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

- (1) 国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- (2) 要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 国民保護措置の全体の仕組み



## 2 区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
豊 島 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民保護計画の作成</li> <li>(2) 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>(3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>(4) 組織・体制の整備、訓練</li> <li>(5) 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>(6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>(7) 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>(8) 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>(9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ul>

## 3 都の事務（都国民保護計画）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東 京 都	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民保護計画の作成</li> <li>(2) 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>(3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>(4) 組織・体制の整備、訓練</li> <li>(5) 警報の通知</li> <li>(6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>(7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>(8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>(9) 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>(10) 交通規制の実施</li> <li>(11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ul>

## 第4章 区の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり定める。

### 1 地形

- (1) 豊島区は、都心の西北部に位置し、面積は13.01km<sup>2</sup>で区部面積の2.1%を占め、新宿区、文京区、中野区、北区、板橋区及び練馬区に接している。
- (2) 区の中央部は東経139度43分、北緯35度44分に位置し、東西(6,720m)に長く、南北(3,660m)が短くなっており、海拔8mから36mの概ね平坦な台地状をなし、新宿区との区境には神田川が流れている。

### 2 気候

豊島区の気候については、温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。平均気温は16度であるが、近年、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。

### 3 人口分布（平成27年国勢調査）

- (1) 豊島区の人口は291,167人であり、区内全域にほぼ均等に分布している。このうち、外国人は22,279人となっている。近年、大規模マンション等の供給が続き、今後も区の人口は増加傾向で推移することが予想される。
- (2) 昼間人口は、池袋副都心を抱えていることもあり、417,146人と夜間人口を大きく上回っている。

### 4 道路の位置

- (1) 高速道路は、首都高速5号線が南北に延び、首都高速環状線と東京外環自動車道、さいたま市に繋がっている。
- (2) 主要な一般道路は、国道17号線中山道及び国道254号線川越街道が南東の文京区方面から北西の埼玉県戸田市、川越市方面に延び、さらに南側には、東西に都道8号線の目白通り、新目白通りが延び、関越自動車道に繋がる。また、南北には東から都道305号線の明治通り、都道317号線の山手通りが通っており、新宿方面と北区、板橋区方面にそれぞれ繋がっている。

### 5 鉄道の位置

鉄道は、JRが山手線、埼京線、湘南新宿ラインの3路線、私鉄が東武東上線、西武池袋線の2路線、地下鉄が東京地下鉄丸の内線、有楽町線、副都心線、南北線及び都営三田線、大江戸線の5路線、さらに都電荒川線の1路線を加えた計5社12路線が通る。

### 6 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

### 7 池袋副都心

- (1) 区の中央部に位置する池袋駅周辺は、複数の大規模商業施設や文化芸術施設、飲食店などが集積し、都内でも有数の繁華街を形成している。
- (2) 池袋駅はJR、私鉄及び地下鉄各線が乗り入れるターミナル駅であり、1日の平均乗降車人員は約250万人と新宿駅に次ぐ全国第2位となっている。

8 超高層集合住宅（高さ60m以上）

高さ60メートル以上の超高層マンションは、区内に17棟以上立地している。

9 木造住宅密集地域

東京都「防災都市づくり推進計画」において整備地域に指定され、震災時に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域が区面積の約4割を占めている。

## 第5章 国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、CBRNE兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

\* C : 化学剤 Chemical B : 生物剤 Biological R : 放射性物質 Radiological  
N : 核 (物質) Nuclear E : 爆発物 Explosive

なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や鉄道事業者等の重要インフラを狙ったサイバーテロ、爆発物による爆弾テロ及び生物・化学兵器を使用した無差別テロなど、都内における様々なテロの脅威が高まっている。テロ活動は、区民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携し、適切に対応することに留意する。

### 1 武力攻撃事態

国民保護計画においては、武力攻撃事態<sup>(\*1)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

### 2 緊急対処事態

国民保護計画においては、緊急対処事態<sup>(\*2)</sup>として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊
  - ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
  - ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

<sup>(\*1)</sup> 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

<sup>(\*2)</sup> 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### 3 CBRNEを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、CBRNE攻撃（化学剤、生物剤、放射性物質、核、爆発物を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

## 第2編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 区における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について、以下のとおり定める。

#### 1 区の各部における平素の業務

区の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 【区の各部における平素の業務】

部 局 名	平 素 の 業 務
共 通 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・部局内における国民保護対策に関すること</li><li>・所管施設の避難計画等に関すること</li><li>・所管施設の保全・復旧及び所管業務の遂行に関すること</li></ul>
政 策 経 営 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること</li><li>・国民保護に関する広報及び広聴に関すること</li><li>・報道機関との連絡に関すること</li></ul>
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護に関する総合調整に関すること</li><li>・国民保護協議会の運営に関すること</li><li>・国民保護計画の見直し・変更に関すること</li><li>・警察、消防、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携に関すること</li><li>・避難実施要領のパターン作成に関すること</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関すること</li><li>・国民保護措置についての訓練に関すること</li><li>・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達の整備に関すること</li><li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li><li>・地域防災組織の支援に関すること</li><li>・特殊標章等の交付等に関すること</li></ul>
区 民 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・区民に対する国民保護計画の普及啓発に関すること</li></ul>
環 境 清 掃 部	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物の処理に関すること</li></ul>

保健福祉部	・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事
都市整備部	・ 復旧に関する事 ・ 道路等の保全に関する事 ・ 道路、河川等における障害物の除去に関する事 ・ 公園の保全に関する事
教育部	・ 児童生徒の避難計画等に関する事

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第五消防方面本部 豊島消防署 池袋消防署	(1) 消防活動体制の整備に関する事 (2) 通信体制の整備に関する事 (3) 情報収集・提供体制の整備に関する事 (4) 消防団に関する事 (5) 装備・資機材の整備に関する事 (6) 特殊標章の交付・管理に関する事（*） (7) 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。） 取扱所の安全化対策に関する事 (8) 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 (9) 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事 (10) 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

\* 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

## 2 職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、メール配信サービスなどを活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員<sup>(\*)</sup>に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。この際、初動時において迅速に連絡が取れる体制の整備に努める。

(\*) 国民保護担当職員とは、防災危機管理課職員及び災害対策要員を言う。

### (3) 区の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定 無	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		① 担当課室体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		② 緊急事態連絡室体制 <sup>(*2)</sup>
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 <sup>(*1)</sup> に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		③ 災害対策本部体制 (事態認定され、国民保護対策本部設置の通知を受けた場合は⑥国民保護対策本部に移行)
事態認定 有	国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	④ 担当課室体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	⑤ 緊急事態連絡室体制
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		⑥ 国民保護対策本部体制 <sup>(*3)</sup> (③災害対策本部が設置されている場合、そのまま⑥国民保護対策本部に移行)

【職員参集基準】

体制	参集基準
① 担当課室体制	危機管理監、防災危機管理課職員
② 緊急事態連絡室体制	危機管理監、防災危機管理課職員、災害対策要員
③ 災害対策本部体制 ④ 国民保護対策本部体制	全ての区職員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

(\*1) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(\*2) 緊急事態連絡室体制については、36ページを参照

(\*3) 国民保護対策本部体制については、39ページを参照

幹部職員及び国民保護担当職員<sup>(※4)</sup>は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

- ① 幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
- ② 国民保護対策本部長、国民保護対策副本部長及び国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【国民保護対策本部長、国民保護対策副本部長及び国民保護対策本部員の代替職員】

名 称	第1順位	第2順位	第3順位
国民保護対策本部長（区長）	副区長	副区長	教育長
国民保護対策副本部長（副区長、教育長）	総務部長	政策経営部長	区民部長
国民保護対策本部員（各部長等）	原則、各部庶務担当課長とし、あらかじめ定める。		

\*副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による

(6) 本部の代替機能の確保

国民保護対策本部（豊島区本庁舎災害対策センター／南池袋2-45-1）が被災した場合等、国民保護対策本部を区庁舎内に設置できない場合に備え、対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

順 位	施 設 名	所 在
第1順位	新区民センター（仮称）	東池袋1-20-15
	としま産業振興プラザ	西池袋2-37-4
第2順位	東部区民事務所	北大塚1-15-10
	西部区民事務所	千 早2-39-3

(7) 職員の所掌事務

体 制	担当課等	所 掌 事 務
①担当課室体制	防災危機管理課	情報収集
②緊急事態連絡室体制	防災危機管理課	情報収集、危機管理会議の運営等
	災害対策要員	各救援センターとの連絡体制の確保
	危機管理監	状況判断を行うとともに、対処方針案等を作成し、区長の状況判断を補佐
③災害対策本部体制	全課	災害対策本部運営要綱別表第2を基本に対応
④国民保護対策本部体制	全課	国民保護対策本部設置要綱で規定

#### (8) 交代要員等の確保

国民保護対策本部等を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防の初動体制の把握等

#### (1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

#### (2) 消防団の充実・活性化の推進等

- ① 東京消防庁が定める消防団員の参集基準を事前に確認するとともに、消防署又は消防団本部から情報を受け、消防団の初動体制を把握する。
- ② 消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 \*表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

法令等		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

## 第2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

- ① 個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。
- ② この場合において、区国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

#### (4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から情報・意見交換を行う。

### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と緊密な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 国民保護計画の都への協議

都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と緊密な連携を図る。

(6) 消防との連携

避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

### 3 近接区との連携

(1) 近接区との連携

近接区の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている区間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区等と平素から意見交換を行う。

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

- ① 事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

② 特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を基本に、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 事業所に対する支援

東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

## 6 地域防災組織等に対する支援

(1) 地域防災組織等に対する支援

- ① 豊島区地域防災計画に定める地域防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、地域防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、地域防災組織等相互間、消防団及び区との間の連携が図られるよう配慮する。
- ② 都と連携し、地域防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。
- ③ 地域防災組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 地域防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

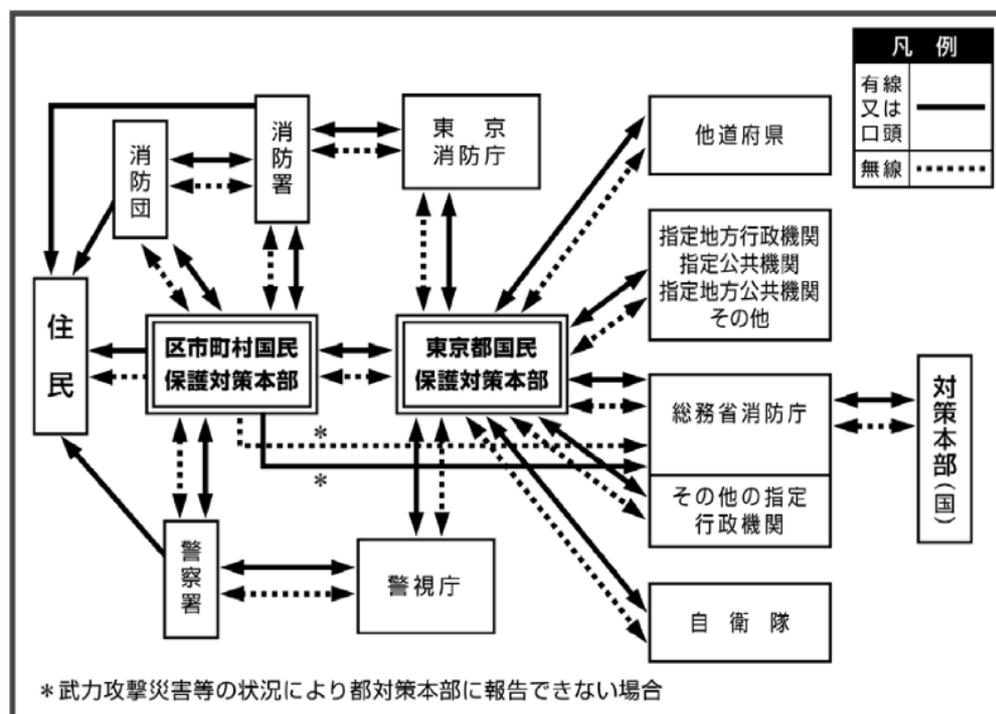
#### (1) 非常通信体制の整備

- ① 国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るとともに、非常時における通信の円滑な運用を図るため、関係省庁、地方公共団体との連携に十分配慮する。
- ② 国からの迅速な情報伝達の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) ) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) ) を活用する。

#### (2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

#### 【通信連絡システム（都国民保護計画）】



## 第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

- ① 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。
- ② 非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制確立にあたっての観点】

施設 ・ 設備 面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、ホームページやツイッター等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

- ① 知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

- ② 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、地域防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外に効果的な方法を準備する。

### (2) 防災行政無線の整備

武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

### (3) 警察との連携

武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。また、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

#### 【多数の者が利用又は居住する施設】

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）建築物 等

都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

### (6) 民間事業者の協力

民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報収集のための体制整備

安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

#### 【収集・報告すべき情報】

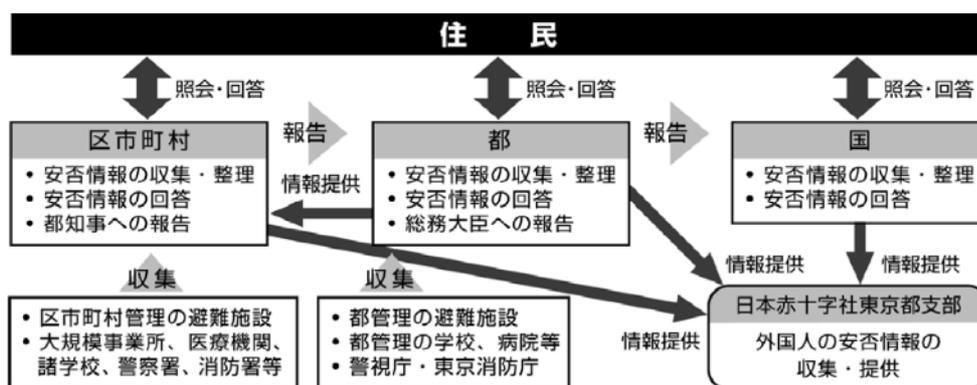
##### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- (1) 氏名
- (2) フリガナ
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所（郵便番号を含む。）
- (6) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- (7) (1)～(6)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (8) 負傷（疾病）の該当
- (9) 負傷又は疾病の状況
- (10) 現在の居所
- (11) 連絡先その他必要情報
- (12) 親族・同居者への回答の希望
- (13) 知人への回答の希望
- (14) 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

##### 2 死亡した住民（上記(1)～(7)に加えて）

- (1) 死亡の日時、場所及び状況
- (2) 遺体が安置されている場所
- (3) 連絡先その他必要情報
- (4) 上記(1)～(10)を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

## 【安否情報の収集・提供の概要】



### (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応

- ・区… 区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

### (3) 住民等への周知

避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

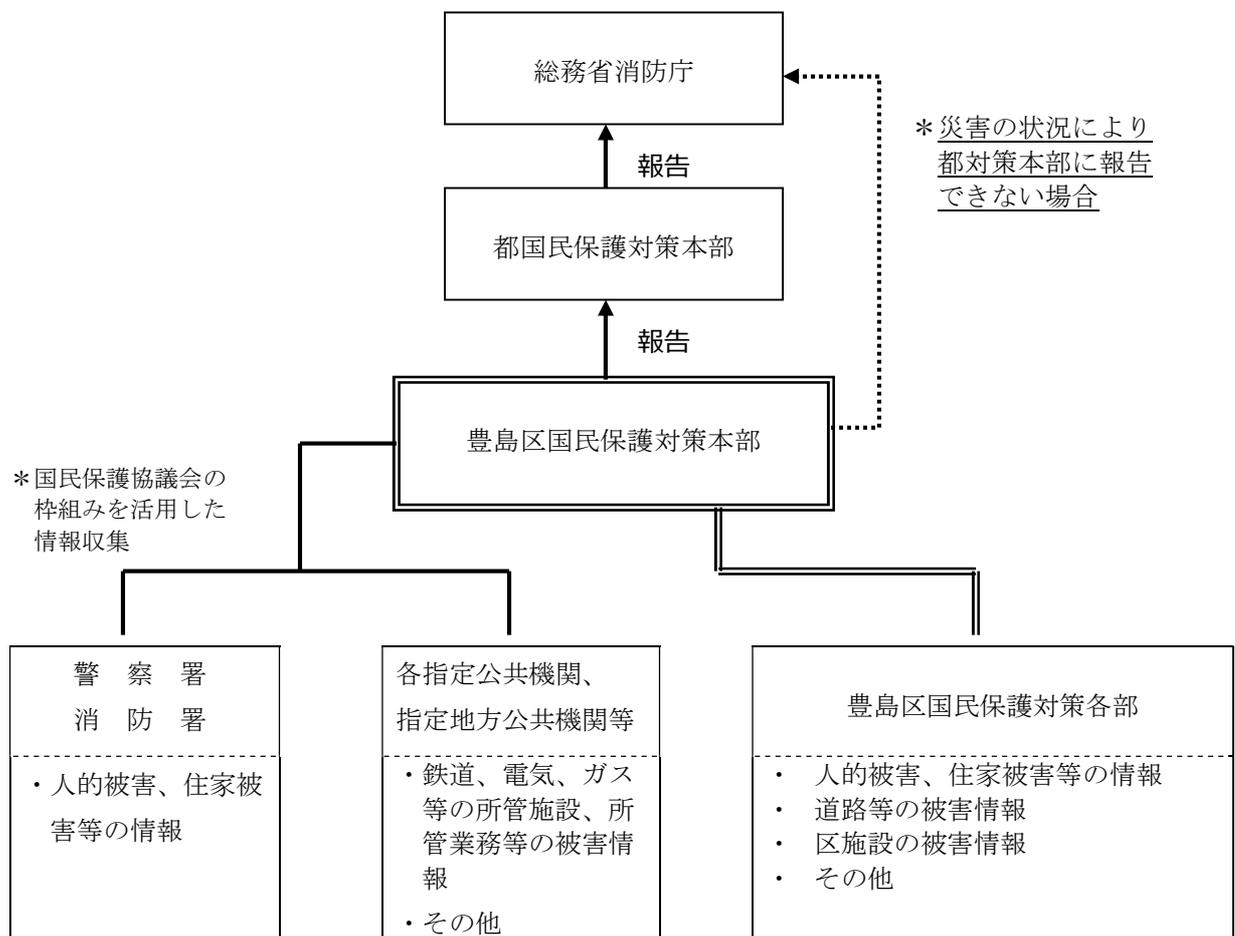
### (1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
  - (1) 死者、行方不明者、負傷者
  - (2) 住宅被害
  - (3) その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

【被災情報の収集・報告系統】



(2) 担当者の育成

あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備<sup>(\*)</sup>

武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

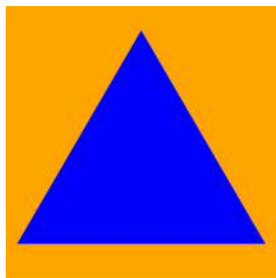
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

#### (2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に  
青の正三角形）

表面	裏面																					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 8px;">（この証明書を交付等 する許可者の名を記 載するための余白）</p> <p style="font-size: 10px;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="font-size: 8px;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p style="font-size: 8px;">この証明書の所持者は、次の章條において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue: _____ 発行機関番号/No. of card: _____ 許可機関の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p> </div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">姓名/Name: _____</td> <td style="font-size: 8px;">目の色/Eyes: _____</td> <td style="font-size: 8px;">頭髮の色/Hair: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">その他の特徴又は識別Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">血型/Blood type: _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: 8px;">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px; text-align: center;">印鑑/Stamp</td> <td colspan="2" style="font-size: 8px; text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	姓名/Name: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____	その他の特徴又は識別Other distinguishing marks or information:			血型/Blood type: _____			_____			_____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
姓名/Name: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____																				
その他の特徴又は識別Other distinguishing marks or information:																						
血型/Blood type: _____																						
_____																						
_____																						
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																						
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																					

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

### 2 交付要綱の作成

国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基

<sup>(\*)</sup> 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

づき、具体的な交付要綱を作成する。

### 3 特殊標章等の作成・管理

特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要がある場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、地域防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 区における訓練の実施

近隣区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力

の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

## (2) 訓練の形態及び項目

- ① 訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。
- ② 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。
  - ・ 国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び国民保護対策本部開設運営訓練
  - ・ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
  - ・ 避難誘導訓練及び救援訓練
  - ・ 武力攻撃事態・緊急対処事態のシナリオに基づき、国民保護対策本部の状況判断能力を向上させるための図上訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 町会・自治会、地域防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### （1）基礎的資料の収集

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を都と連携して準備する。（リストについては資料編に掲載する。）

#### （2）隣接する区との連携の確保

区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### （3）高齢者、障害者等要配慮者への配慮

① 避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、豊島区地域防災計画に定めている避難誘導體制を活用し、災害時要援護者及び避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者の避難対策を講じる。

② 事案発生時には、地域防災組織、周辺住民の協力を得て、警察署、消防署及び消防団とともに迅速に避難誘導を行う。この際、都の要配慮者対策統括部と連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

また、東京消防庁（消防署）が推進する地域が一体となって要配慮者の安全を確保するための地域協力体制づくりとの連携に努める。

#### （4）民間事業者の協力

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

#### （5）学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

(6) 大規模集客施設等との連携

平素から都及び東京消防庁と連携して、大規模集客施設等にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」（平成18年1月）や「避難実施要領のパターン作成の手引き」（平成23年10月）を参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区が行う救援について、豊島区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営

区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するため、豊島区地域防災計画に定める事項を基本に運営する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

都が保有する本区の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【輸送事業者に関する情報】

- 1 輸送力に関する情報
  - (1) 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
  - (2) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 2 輸送施設に関する情報
  - (1) 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - (2) 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

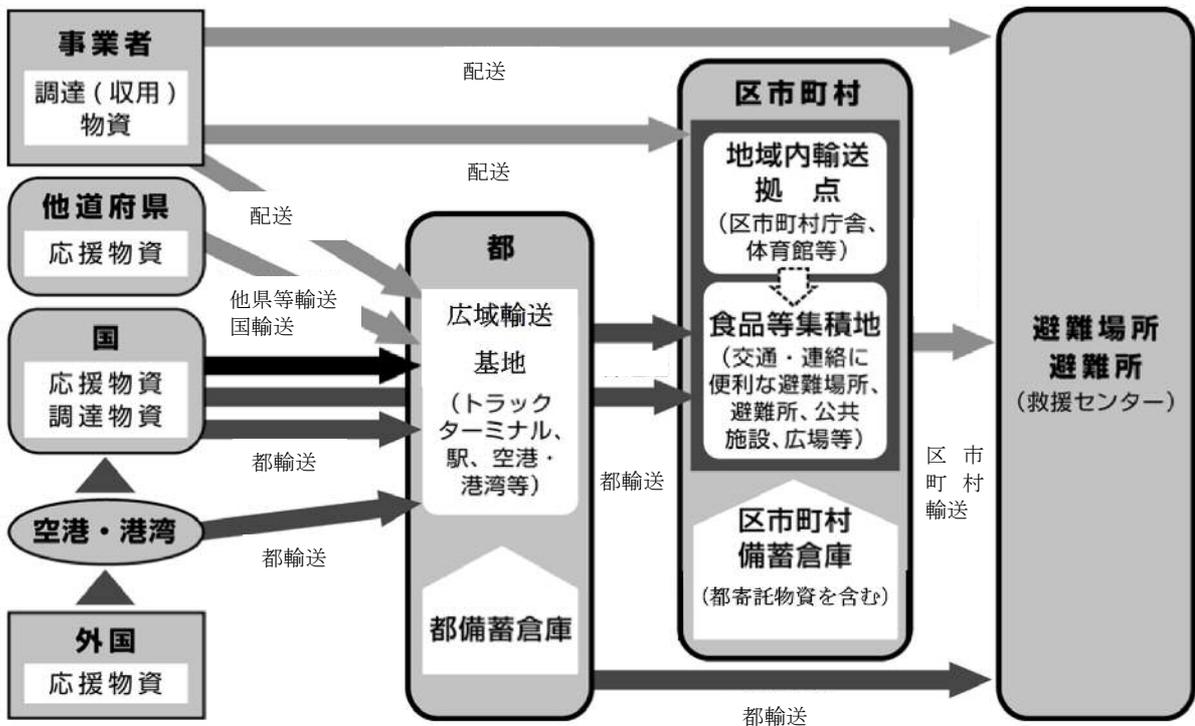
(2) 輸送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する本区の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の把握・整備

都等からの緊急物資等の輸送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への輸送など、緊急物資等の輸送体制を把握し、整備する。

【緊急物資等の配送の概要】



## 5 避難施設の指定への協力

都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

### 【避難施設の区分】（都国民保護計画）

区 分	用 途	施 設（例示）
避 難 所	避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ・地下街 等
二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### （1）生活関連等施設の把握等

都との連絡態勢を整備し、区内に所在する生活関連等施設について把握する。

（生活関連等施設の種類及び所管省庁については資料編に掲載する。）

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### （2）区が管理する公共施設等における警戒

管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 区における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材<sup>(\*)</sup>については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

##### (3) 都及び他の区市町村との連携

- ① 国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。
- ② 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

#### 2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、所要の整備等を実施する。

##### (2) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

<sup>(\*)</sup> 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身に付け、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、地域防災組織の特性も生かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) パンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、区の初動体制について、以下のとおり定める。

#### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

##### (1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

##### 【緊急事態連絡室の構成】

職名	構成者
連絡室長	危機管理監
連絡員	防災危機管理課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長、防災危機管理課職員、災害対策要員

- ② 緊急事態連絡室は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 国民保護対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様

が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

## (2) 初動措置の確保

- ① 緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
- ② 警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定がなされ、区に対し、国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ災害対策基本法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、都に対して国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

## (4) 国民保護対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室あるいは災害対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合、武力攻撃事態等の認定が行われたが本区に関して国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ、災害対策本部の設置を検討する。

## 第2章 国民保護対策本部の設置等

国民保護対策本部の設置指定があった場合、国民保護対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、国民保護対策本部を設置する場合の手順や国民保護対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護対策本部の設置

#### (1) 国民保護対策本部の設置の手順

国民保護対策本部の設置は、次の手順により行う。

##### ① 国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

##### ② 区長による国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた場合に区長は、直ちに国民保護対策本部を設置する（※事前に災害対策本部を設置していた場合は、国民保護対策本部に切り替える（前述））。

##### ③ 国民保護対策本部員及び国民保護対策本部職員の参集

国民保護対策本部長は、国民保護対策本部員、国民保護対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、国民保護対策本部に参集するよう指示する。

##### ④ 国民保護対策本部の開設

国民保護対策本部長は、豊島区本庁舎に国民保護対策本部を開設するとともに、国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

区長は、国民保護対策本部を設置したときは、区議会に国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

区は、国民保護対策本部が被災した場合等国民保護対策本部を庁舎内に設置できない場合は、第2編第1章で示した本部の代替機能の確保に基づき、国民保護対策本部を指定された予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。

また、区の区域外への避難が必要で、区の区域内に国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 国民保護対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して国民保護対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合にお

いて、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(3) 国民保護対策本部の組織構成及び機能

国民保護対策本部は、豊島区地域防災計画に定める災害対策本部の組織及び分掌事務に準じた組織構成とする。

(4) 国民保護対策本部長室の構成

国民保護対策本部長室の構成は、豊島区災害対策本部条例施行規則に定める災害対策本部長室の構成に準じ、次のとおりとする。

なお、本部長室の庶務は、防災危機管理課で行うものとするが、状況に応じて、危機管理監の指定する課等で行う。

【国民保護対策本部長室の構成】

本部長室職名		構 成 者
本部長		区長
副本部長		副区長、教育長
危機管理監		危機管理監
本部員	区職員	政策経営部長、総務部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、池袋保健所長、健康担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育部長、区議会事務局長、防災危機管理課長、危機管理担当課長、治安対策担当課長その他本部長が必要と認めて任命する職員
	消防機関の職員	東京消防庁豊島消防署及び池袋消防署の副署長又は消防署長が指定する課長級の職員

\*本部長室の運営及び統括責任者は、危機管理監とし、各部局の総合調整を行う。

(5) 国民保護対策本部長の補佐

危機管理監は、国民保護対策本部長を補佐し、国民保護対策各部を統括して、国民保護対策に係る情報の収集及び分析、対応策の立案、各部局に対する助言、指導及び総合調整、関係機関との連携等の事務を所掌する。

また、国民保護対策本部を支援するため、国民保護対策各部の職員のうちから支援要員を置くものとする。

(6) 国民保護対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情

報提供や行政相談を行うため、国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### 【国民保護対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。広報責任者は、広報課長の職にある者をもって充てる。

##### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

##### ③ 留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ・ 対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
- ・ 都と連携した広報体制を構築する。

##### ④ 関係する報道機関への情報提供

関係報道機関一覧を資料編に掲載する。

#### (7) 現地連絡調整所の設置

発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

##### 【参加機関の例】

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

##### 【実施内容】

- ・ 被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・ 各機関が有する情報の共有
- ・ 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### (8) 国民保護対策本部長の権限

国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

国民保護対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都の国民保護対策本部長に対する総合調整の要請

国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都の国民保護対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。<sup>(\*)</sup> また、国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都の国民保護対策本部長に対して、国の国民保護対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

国民保護対策本部長は、都の国民保護対策本部長に対し、区内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 教育委員会に対する措置の実施の求め

国民保護対策本部長は、教育委員会に対し、区内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 国民保護対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して国民保護対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、国民保護対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話、衛星携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、緊急情報ネットワークシステム（Emergency Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、国民保護対策本部と現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

---

<sup>(\*)</sup> 運送事業者である指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(2) 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

### 3 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる

(1) 区長

- ① 区の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ② 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 水防管理者

- ① 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ② 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

### 第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国・都の国民保護対策本部との連携

##### (1) 国・都の国民保護対策本部との連携

- ① 都の国民保護対策本部及び、都を通じ国の国民保護対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。
- ② 都の国民保護対策本部長から都の国民保護対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

##### (2) 国・都の現地対策本部との連携

国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、国民保護対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。<sup>(\*)</sup>

#### 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 都知事等への措置要請

区内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

##### (2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は本区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(\*)により出動した部隊とも、国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

(3) 住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官及び関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

### 4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

① 区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素か

---

(\*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

らの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) (1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、公示を行うとともに、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 地域防災組織等に対する支援等

### (1) 地域防災組織等に対する支援

地域防災組織による警報の内容の伝達、地域防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、地域防災組織に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

## 第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

- ① 国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

- ② 国民の権利利益の救済の手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第5章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達・通知

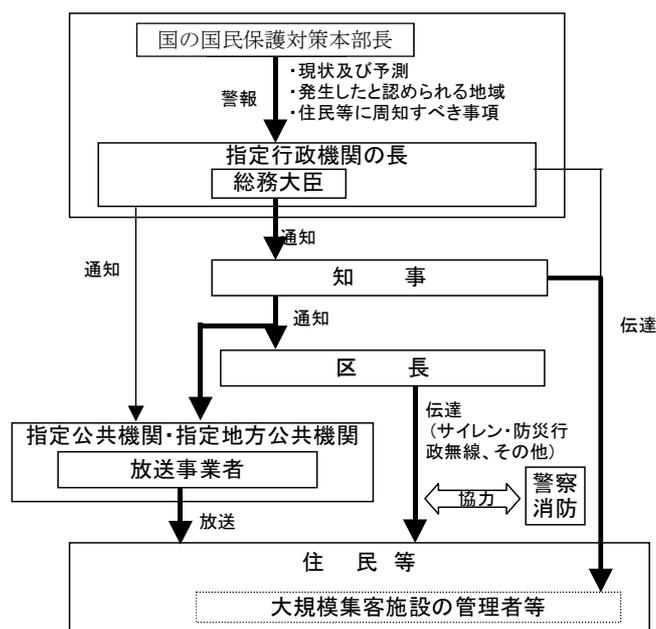
##### (1) 警報の内容の伝達等

- ① 都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。
- ② 都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 本区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.toshima.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

#### 【区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



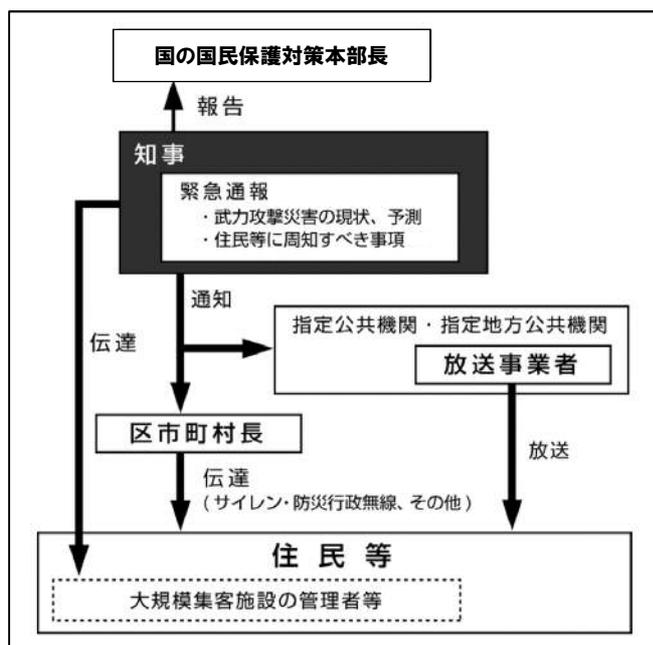
## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、現在、区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれる場合原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれない場合
- 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- また、広報車の使用、地域防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- (2) 区長は、警報の内容の伝達にあたり東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
- また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

#### 【緊急通報の発令の概要】



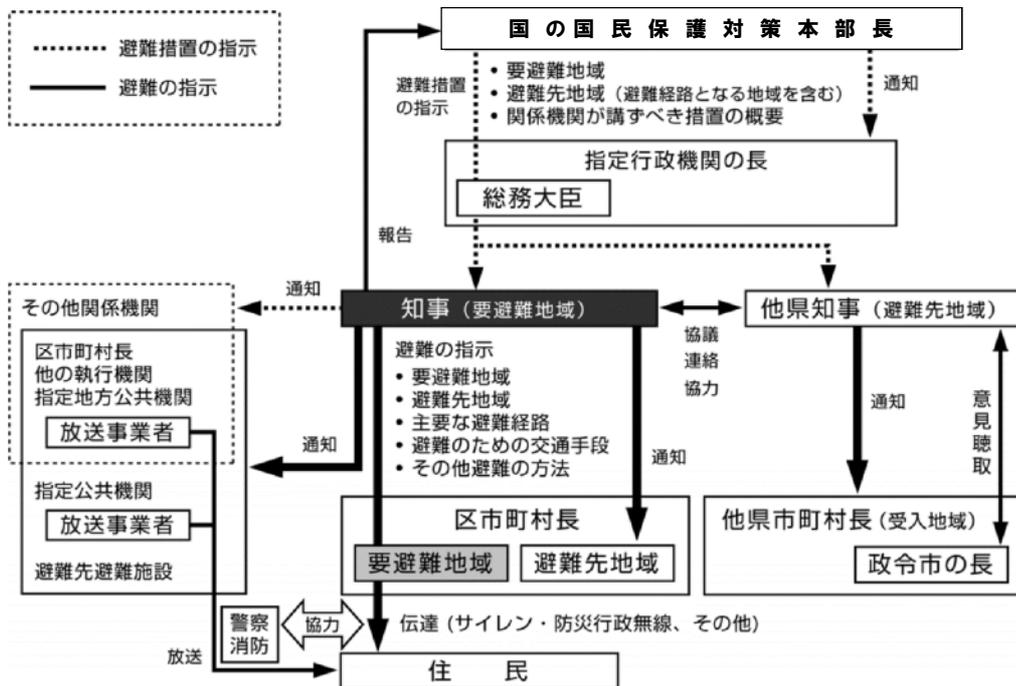
## 第2 避難住民の誘導等

都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の伝達

- (1) 都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の流れ】



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

- ① 避難の指示を受けた場合は、平素に関係機関と緊密な意見交換を行い策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項</li><li>2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項</li><li>3 その他避難の実施に関し必要な事項</li></ol> |
|---|

### (2) 避難実施要領に記載する項目

上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都の国民保護対策本部との調整、国の国民保護対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (4) 国の国民保護対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の国民保護対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の国民保護対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

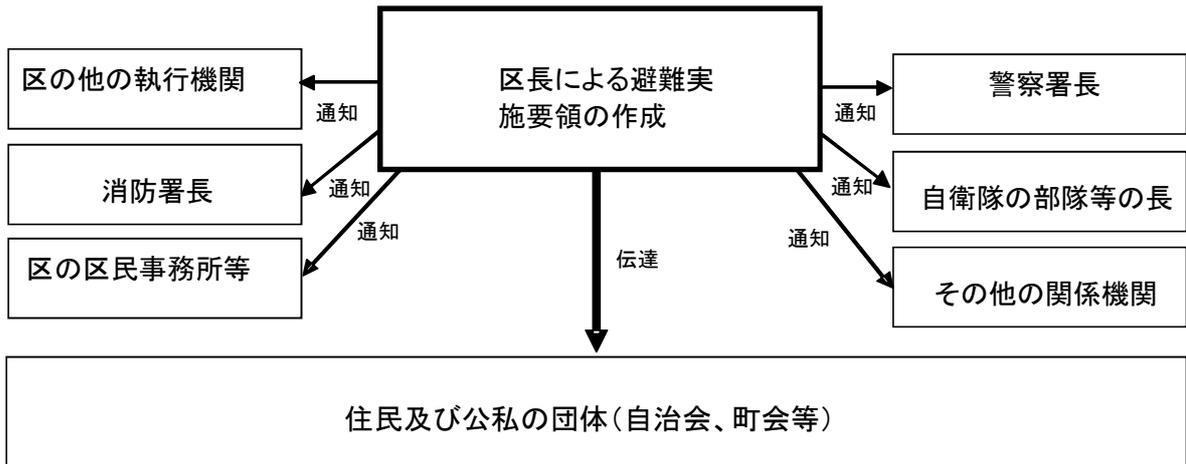
この場合において、区長は、都を通じた国の国民保護対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の国民保護対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達】



### 3 避難住民の誘導

#### (1) 区長による避難住民の誘導

- ① 避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

- ② また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

- ③ なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 東京消防庁との連携

避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ① 必要があると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

- ② これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調

整を行う。

(4) 地域防災組織等に対する協力の要請

避難住民の誘導に当たっては、地域防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

- ① 避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。
- ② 避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの輸送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる区職員は、警察、消防等と共に、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

原則、区内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

- ① 警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。
- ② 区の管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(1 1) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(1 2) 都に対する要請等

- ① 避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。  
その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を要請する。
- ③ 都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(1 3) 避難住民の輸送の求め等

- ① 避難住民の輸送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。
- ② 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都を通じて国の国民保護対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都の国民保護対策本部長に、その旨を通知する。

(1 4) 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

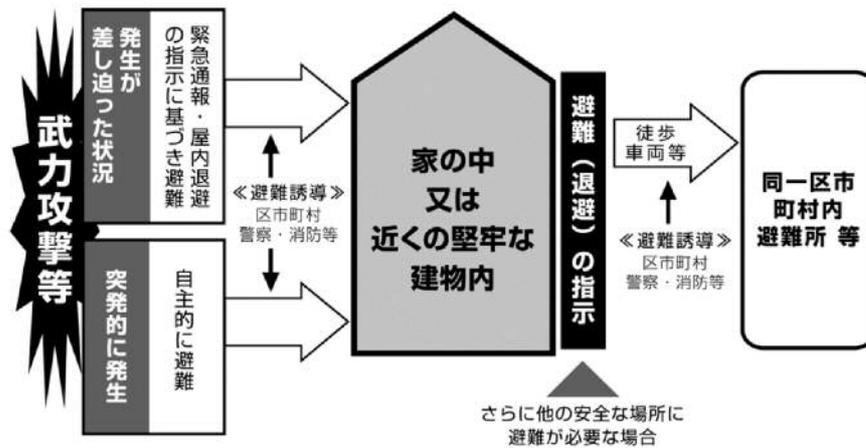
#### 4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

本区が要避難地域となった場合は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

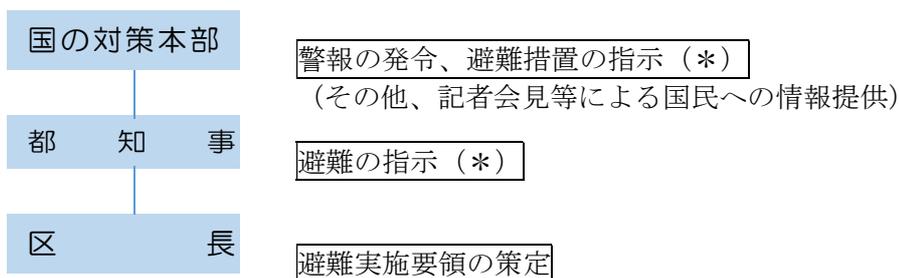
- 1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の国民保護対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。  
 ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。
- 2 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- 3 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

### 【弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）】

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容はあらかじめ、国の国民保護対策本部長から出される避難措置の指示及び都の国民保護対策本部長から出される避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

- 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

### 【航空攻撃（通常爆弾等）】

弾道ミサイル攻撃に準じる。

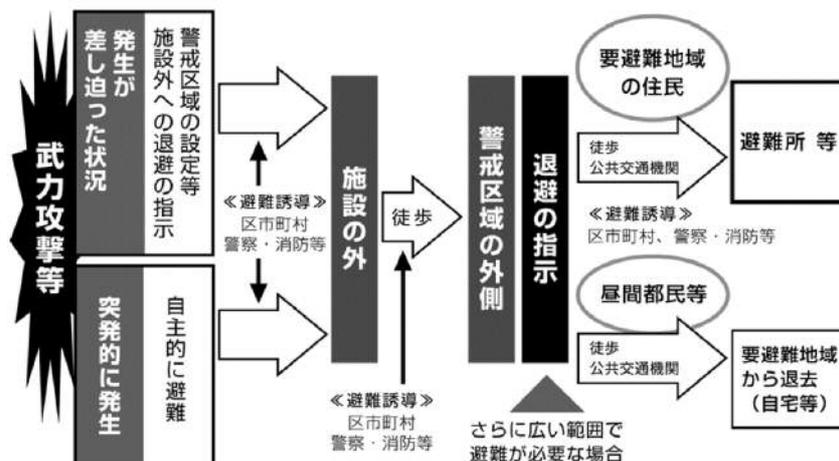
### 【緊急処理事態（大規模テロ等）】

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述する。

(\*)・避難措置の指示とは、国の国民保護対策本部長が総務大臣を経由して、知事に対し、①要避難地域、②避難先地域、③関係機関が講ずべき措置の概要について指示すること。  
・避難の指示とは、知事が要避難地域を管轄する区市町村長を通じて、当該要避難地域の住民に対して避難を指示すること

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

避難の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



【緊急対処事態（大規模テロ等（CBRNE攻撃を伴う場合を含む））】

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

本区が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

【弾道ミサイル攻撃（核弾頭）】

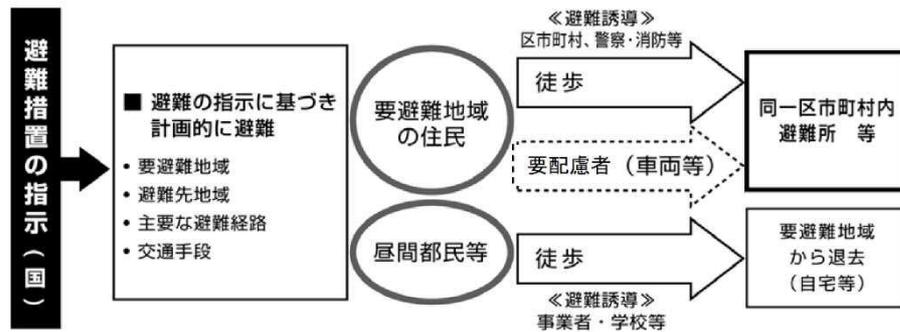
- 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる
- 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる
- ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

【航空攻撃（核弾頭）】

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

本区が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。

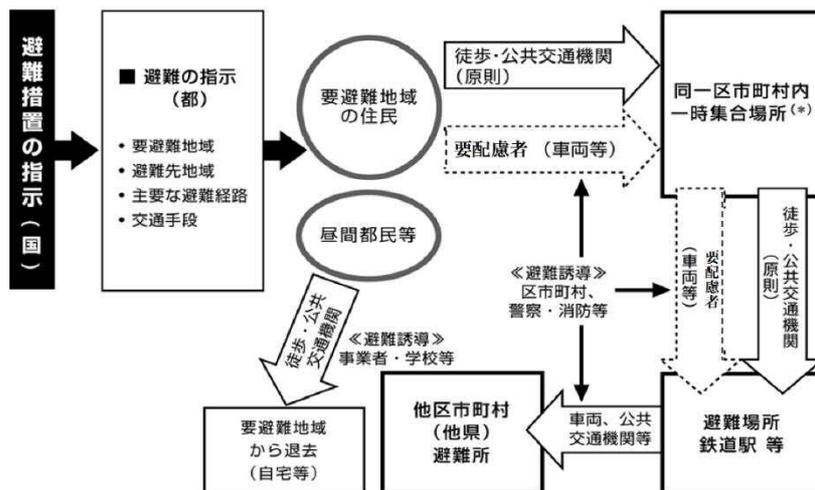


【ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）】

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難住民を避難所等まで誘導する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

本区が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



【着上陸侵攻】

- 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

## 第6章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

都知事が実施する救援措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度及び方法の基準

- ① 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
- ② 「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 4 救援の内容

### (1) 収容施設の供与

#### ① 救援センター（避難所）

##### ・救援センターの開設、運営

区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、救援センターを開設する。（都があらかじめ指定する大規模な施設を救援センターとする場合は都が開設）

救援センターの運営に関しては、女性や要配慮者の視点に配慮する。

##### ・救援センターの管理

区の施設を救援センターとする場合は、救援センターの安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を救援センターとする場合は「都」、民間施設を救援センターとする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

##### ・都国民保護対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

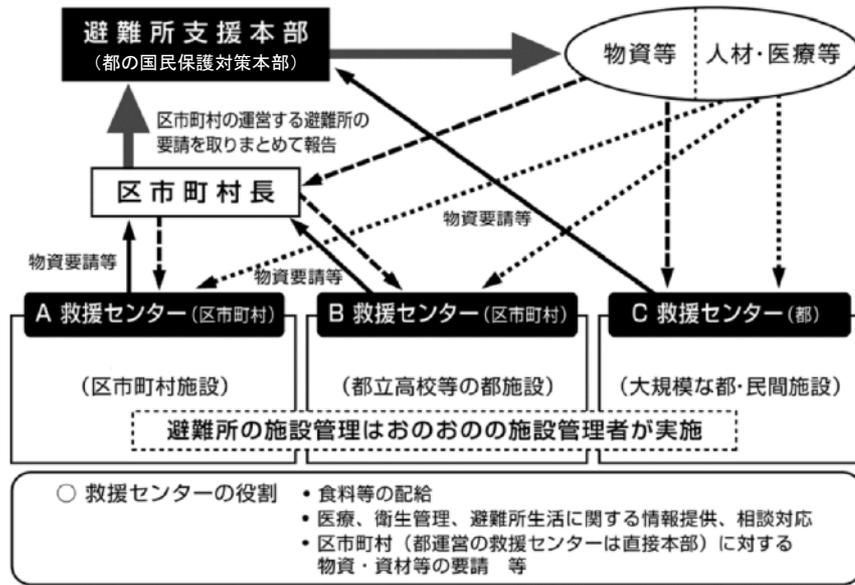
救援センターにおける物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都国民保護対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

---

<sup>(\*)</sup> 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

【避難所支援本部・救援センターの役割】



② 応急仮設住宅等の設置、運営

避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の供給

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

都と協力して、救援センター周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

災害対策本部に準じて、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する（災害時は地域本部に医療救護所が開設される）。

必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣

・その他広域的な応援

③ 患者の搬送

都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所等まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用する自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送
- ・その他防災協定締結事業者（タクシー協会等）

(4) 被災者の捜索及び救出

警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

- ① 身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。
- ② 必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

- ① 被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。
- ② 都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び死体の処理

- ① 警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
- ② 警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。
- ③ 死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著

しい支障を及ぼしているものの除去

復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し<sup>(\*)</sup> これらを除去する。

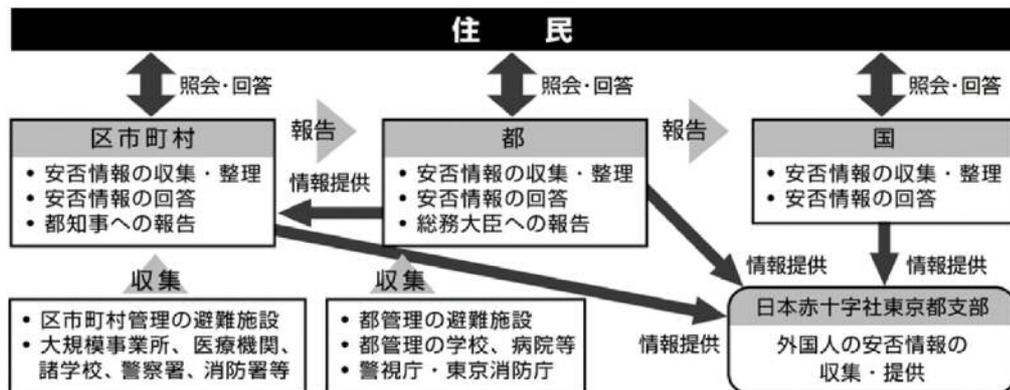
---

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

## 第7章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たって、国や都、他の区市町村の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

#### 【安否収集の役割分担】

- 1 区 …区管理の避難施設、区の施設（学校等）、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- 2 都 …都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

#### (2) 安否情報収集への協力要請

安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 都に対する報告

都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。

事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 安否情報の照会窓口や照会方法について、担当窓口を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 照会者の本人確認

- ① 窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。  
なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

### (3) 安否情報の回答

- ① 当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号

により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

#### (4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応等、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

国や都等の関係機関と協力して、本区に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、CBRNE攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除あるいは軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

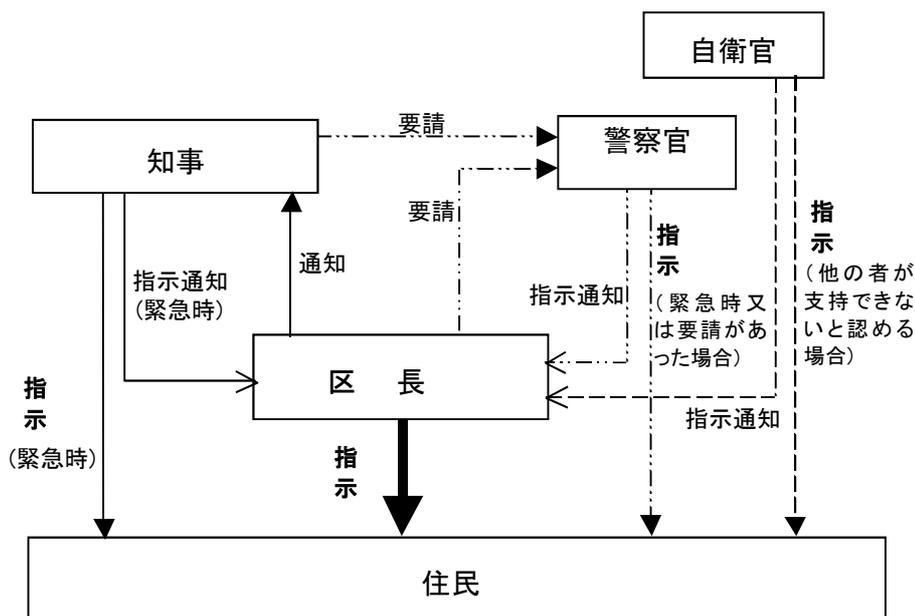
武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

## 第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれそれぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### 【退避の指示の概要】



#### (1) 退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。<sup>(\*)</sup>

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

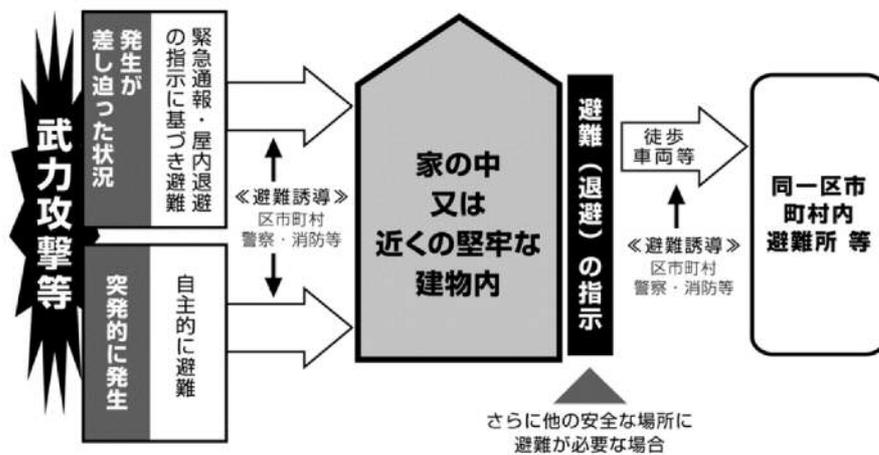
「豊島区〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待たない場合もあることから、区長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内への退避の指示

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① CBRNE攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき



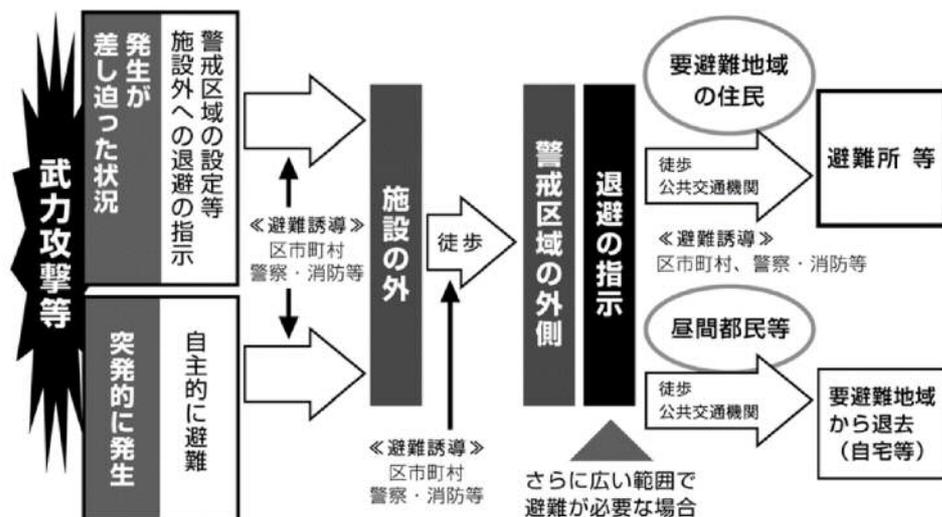
【屋内退避の指示（例）】

「豊島区〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

(3) 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、CBRNE攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断される時。



#### 【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

#### (4) 退避の指示に伴う措置等

- ① 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 区長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (5) 安全の確保等

- ① 退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 警戒区域の設定に際しては、国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

C B R N E 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 区長の事前措置

武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

## 4 消防に関する措置等

### (1) 区が行う措置

区長は東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ① 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ② 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ④ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ⑤ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

### (3) 医療機関との連携

区長は都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密に連携して活動を行う。

### (4) 安全の確保

- ① 国の国民保護対策本部及び都の国民保護対策本部からの情報を国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、

自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

国民保護対策本部を設置した場合には、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 区が管理する施設の安全の確保

区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、この他、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

① 危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。））に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

② 国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の下記【危険物に係る措置】2及び3については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と国民保護対策本部で所要の調整を行う。

### 【危険物に係る措置】

- 1 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

\* 消防法第2条第7項の危険物に係る1の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、【危険物に係る措置】に掲げる1から3の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 CBRNE攻撃による災害への対処等

CBRNE攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、CBRNE攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

CBRNE攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

- ① CBRNE攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、警戒区域を設定する。
- ② 保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

CBRNE攻撃が行われた場合は国民保護対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

CBRNE攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。措置に当たる要員には、防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

また、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退去時検

査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

② 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

- ① 都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限、移動の禁止、廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
3号	死体	移動の制限、移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄
5号	建物	立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6号	場所	交通の制限、交通の遮断

- ② 上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

<sup>(\*)</sup> 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

- ③ 上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

C B R N E 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第9章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 電話、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等との連絡を密にする。
- 3 収集した被災情報の第一報を、都<sup>(\*)</sup>に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- 4 第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、都に報告する。

<sup>(\*)</sup> 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

豊 島 区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 豊島区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

## 第10章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

- ① 巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、必要に応じて都に支援及び補完を要請する。
- ② この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

避難先地域における感染症等を防止するため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理対策

- ① 地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年特別区清掃主管部長会作成）を参考に、特別区、清掃一部事務組合、東京都及び関係事業者等と緊密に連携し処理を行う。

### (2) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② ①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## 第11章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに区税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

道路等の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

##### (3) 都に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

### (2) 区が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

##### (2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

## 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

### 2 想定される事態類型

事態類型	事 例
危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### 3 共通する特徴

- (1) 非国家組織等による攻撃
- (2) 突発的な事案発生
- (3) 発生当初は事故との判別が困難
- (4) 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

#### 4 緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び国民保護対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区民等の安全等を確保するため、災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。<sup>(\*)</sup>

---

<sup>(\*)</sup> 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

## 第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、本区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制の構築について、以下のとおり定める。

### 1 危機管理体制の強化

#### (1) 大規模集客施設等との連携

- ① 大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等関係機関の参画を得て、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- ② 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、本区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

#### (2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ① 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、本区に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- ② 大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、本区に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

#### (3) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

## 2 対処マニュアルの整備

### (1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

都が作成する各種対処マニュアル及び本区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

### (2) 大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

## 3 発生現場における連携協力のための体制づくり

### (1) 大規模集客施設等との連携

大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

### (2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

## 4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

## 5 装備・資材の備蓄

C B R N E テロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等との連携を考慮するとともに、関係行政機関の配備状況等に応じて新たに備蓄又は調達するよう努める。

**【備蓄または調達する資材の例】**

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス探知器、線量（率）計、消毒液等

**6 訓練等の実施**

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びC B R N Eに関する研修等を行う。

**7 住民・昼間区民への啓発**

- (1) テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

## 第2章 平時における警戒

常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行うため必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 危機情報等の把握・活用

- (1) 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

### 2 危機情報等の共有

危機管理に関する会議等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

### 3 警戒対応

- (1) テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて本区に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

### 第3章 発生時の対処

大規模テロ等が発生した場合、国による国民保護対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組むために必要な事項を、以下のとおり定める。

国による事態認定や対策本部の設置指定が行われていない段階では、災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなど緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

#### 1 国民保護対策本部の設置指定が行われている場合

(1) 政府による緊急処理事態の認定及び緊急処理事態対策本部の設置指定が行われている場合、緊急処理事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。

(2) 区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部が設置され、国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、国民保護対策本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力を努める。

#### 2 国民保護対策本部の設置指定が行われていない場合

(1) 災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。

(2) 多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて本区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

(3) 区として迅速かつ的確に対処するため、災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び緊急処理事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

### 3 災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

#### (2) 現地連絡調整所の設置等

必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

#### 【区が設置する場合の参加要請先】

本区を管轄する警察・消防・自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

#### (3) 応急措置

##### ① 被災者の救援

都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

##### ② 被災者等の搬送

多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

##### ③ 避難の指示・誘導

・災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて本区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

・避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・町会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

・派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

・災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

・都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて本区に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

#### 4 緊急処理事態対策本部への移行

政府による事態認定及び緊急処理事態対策本部の設置指定が行われた場合、直ちに緊急処理事態対策本部の体制に移行する。

**【緊急処理事態における警報】**

緊急処理事態においては、国の国民保護対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知・伝達する。  
なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

## 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

大規模テロ等の類型に応じた対処事項について、以下のとおり定める。

### 1 危険物質を有する施設への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

#### (3) 対処上の留意事項

事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

### 2 大規模集客施設等への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

施設管理者に対し、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等と協力し、適切な警戒対応と発生時における迅速、的確な対処を確保する観点からテロ等へ

の対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

### 3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

① ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

② ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

③ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置

を講じる。

② 避難の指示

住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATが実施する除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

- ・ 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

- ・ 都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

#### 4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、隣接区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMAT

が実施する除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

### ③ 感染への対処

- ・ 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。
- ・ 感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

#### 【被害拡大防止の措置】

- |                         |
|-------------------------|
| 1 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限 |
| 2 感染範囲の把握               |
| 3 消 毒                   |
| 4 ワクチン接種                |
| 5 健康監視                  |

## 5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

### （1）攻撃による影響

- ① 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ③ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、地表を這うように広がる。

### （2）平素の備え

区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

### （3）対処上の留意事項

#### ① 初動対処

都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

#### ② 避難の指示

住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上  
あり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難す  
よう指示する。

③ 医療活動

都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA T  
が実施する除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。この際、医師等に防  
護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

- ・ 都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制  
限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行  
う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

## 6 交通機関を破壊手段とした攻撃

### （1）攻撃による影響

- ① 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によ  
っては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社  
会活動等に支障を来すおそれがある。

### （2）平素の備え

区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速や  
かに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

### （3）対処上の留意事項

事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に  
対して次の措置を要請する。

- ① 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ② 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

# 資 料

## 資料 目次

- 豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 —————105
- 豊島区国民保護協議会条例 —————107
- 豊島区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱—————109

## 豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

〔平成18年3月29日〕  
〔豊島区条例第14号〕

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、区の職員のうちから、区長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行なうため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部  
その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名す  
る者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長  
が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、豊島区緊急対処事態対策本部について準用  
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊島区国民保護協議会条例

平成18年3月29日  
豊島区条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、豊島区国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、48人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事48人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊島区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成19年3月30日  
区 長 決 裁

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則
- 第1章 総則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、豊島区の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### (交付の対象者)

第3条 区長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、区長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」とう。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 区長が実施する国民保護措置に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第4条 区長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 区長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付

(腕章及び帽章の交付)

第5条 区長は、第3条第1号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、区長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 区長は、第3条第1号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 区長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 区長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じて、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、区長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 区長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記

様式3)により、速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

#### (身分証明書の交付)

第10条 区長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 区長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

#### (身分証明書の携帯)

第11条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

#### (身分証明書の再交付)

第12条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

#### (有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、区長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、区長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

### 第4章 保管及び返納

#### (保管)

第14条 区長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

#### (返納)

第15条 区長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があつたときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

##### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

##### (周知)

第17条 区長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

#### 第6章 雑則

##### (雑則)

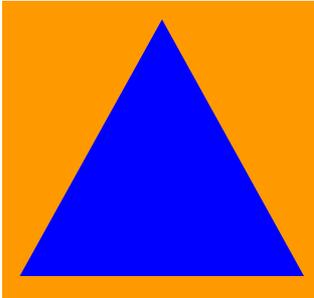
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 豊島区における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

#### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>① オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：豊島区1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

国民保護法第158条第1項の身分証明書

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副安危第321号各都道府県国民保護主管部長あて内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)3(3)②に定められる様式4]

[様式4]

表面

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>	
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name .....		
生年月日/Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry .....		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))





特殊標章再交付申請書

年 月 日	
豊島区長殿	
申請者 住所 (電話 )	
氏名 印	
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失(破損等)年月日	
3 紛失の状況(破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式4 (第12条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
豊島区長 殿	
申請者 住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
  - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
  - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

## **豊島区国民保護計画**

平成19（2007）年3月策定

平成30（2018）年3月変更

編集発行 豊島区総務部防災危機管理課

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-3981-1111（代表）

